

女性差別撤廃条約と日本

—2016.2 日本審査に向けて—

8月21日(金)
15:30~17:30
101 研修室
資料代: 500 円



戦後 70 年、私たちは、日本国憲法をはじめ女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法など、女性の人権と男女の平等を定める法を手にしてきました。しかし今、基本的人権、男女平等の前提となる平和の足元が揺らいでいます。

条約批准から 30 年、北京女性会議から 20 年の今年 7 月、国連女性差別撤廃委員会の会期前作業部会は、日本政府の第 7・8 次定期報告に対する質問項目を決定します。また、来年 2 月には本審査を迎えます。

今回、JNNC が委員会に求めた質問事項をご紹介します。本審査に向けての活動の可能性を探ります。また、現在、策定中の「第 4 次男女共同参画基本計画」について、条約や基本法に基づく平等の実現へのつながりになりうるのかを検証します。

■ プログラム ■

司会：柚木康子（JNNC 世話人、均等待遇アクション 21）

1. CEDAW 事前作業部会報告

大谷美紀子（JNNC 共同代表世話人、弁護士）、他

2. 日本レポート審査に向けて

山下泰子（国際女性の地位協会会長、文京学院大学名誉教授）

3. 第 4 次男女共同参画基本計画について

永井よし子（JNNC 共同代表世話人、公人による性差別をなくす会）

～質疑応答・意見交換～



日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク
JNNC (Japan NGO Network for CEDAW)
<http://www.jaiwr.org/jnnc/index.htm>
連絡先：FAX 03 - 5905 - 0365